

（第49号議案）

中野区特別区税条例の一部を改正する条例（案）の概要

地方税法の改正等に伴い、中野区特別区税条例（以下「条例」という。）を次のように改正する。

1 令和6年度分の特別区民税の定額減税（特別税額控除）

令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の所得割の納税義務者について、令和6年度分の特別区民税及び都民税の所得割額から、納税義務者並びに控除対象配偶者及び扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき1万円を控除する。

<公布の日施行>

【条例付則第3条の6～第3条の8】

2 令和7年度分の特別区民税の定額減税（特別税額控除）

令和6年中の合計所得金額が1,805万円以下の所得割の納税義務者のうち、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）を有する者について、令和7年度分の特別区民税及び都民税の所得割額から1万円を控除する。

<公布の日施行>

【条例付則第3条の9】

※ 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の情報は、現行の制度では、納税義務者からの申告等がない限り、地方団体では捕捉できない。

そのため、令和7年度分の給与支払報告書等に当該情報を記載することとし、この情報を活用することで、令和7年度分の個人住民税から定額減税を行うこととされた。

同一生計配偶者：前年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者

控除対象配偶者：納税義務者の前年中の合計所得金額が
1,000万円以下の同一生計配偶者

中野区特別区税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第3条の5 (略)</p> <p><u>(令和6年度分の区民税の特別税額控除)</u></p> <p><u>第3条の6 令和6年度分の区民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者(次条及び付則第3条の8において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第18条から第20条の3まで、付則第2条の2の2第2項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4の2第1項、前条及び付則第5条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第20条第2項、第35条の5第1項及び前条の規定の適用については、第20条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第35条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第3条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第3条の6第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u></p> <p><u>(令和6年度分の区民税の納税通知書等に関する特例)</u></p> <p><u>第3条の7 令和6年度分の区民税に限り、区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第29条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る区民税の額をいう。)、特別税</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第3条の5 (略)</p>

額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第28条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、第3項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははなものと、第28条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第28条第1項に規定す

る第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 前条第1項の規定の適用がある場合における第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「個人の都民税及び区民税の合計額」とあるのは、「付則第3条の7第1項第1号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額及び同号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額の合算額」とする。

3 令和6年度分の区民税（第1期納期から第35条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合には、前2項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る区

民税に関する特例)

第3条の8 令和6年度分の区民税に限り、第35条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の区民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額(付則第3条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第35条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額(以下この項において「普通

徴収対象税額」という。)並びに第35条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以

上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額

及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の8第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の区民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から第35条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初

日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第35条の5第2項の規定により読み替えられた第35条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の8第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の区民税につき第35条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の区民税の特別税額控除)

第3条の9 令和7年度分の区民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条から第20条の3まで、付則第2条の2の2第2項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4の2第1項、付則第3条の5及び付則第5条の規定を適用した場合の所得

割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 (略)

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項、付則第3条の4の2第1項及び付則第3条の5の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第20条の3第1項、付則第3条の6第1項及び前条の規定の適用については、第20条の3第1項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び付則第4条第2項」と、付則第3条の6第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第4条第2項及び」と、前条中「付則第3条の5及び」とあるのは「付則第3条の5、次条第2項及び」とする。

第5条～第7条 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあ

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 (略)

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項、付則第3条の4の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第20条の3第1項の規定の適用については、同項中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び付則第4条第2項」とする。

第5条～第7条 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあ

るのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)・(4) (略)

(5) 付則第3条の6及び付則第3条の9の規定の適用については、付則第3条の6第1項及び付則第3条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第9条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による

るのは「当該所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)・(4) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第9条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項及び付則第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項及び付則第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

区民税の所得割の額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(5) 付則第3条の6及び付則第3条の9の規定の適用については、付則第3条の6第1項及び付則第3条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第10条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第10条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項及び付則第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項及び付則第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の

額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(4) (略)

(5) 付則第3条の6及び付則第3条の9の規定の適用については、付則第3条の6第1項及び付則第3条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

第11条・第11条の2 (略)

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、

額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(4) (略)

第11条・第11条の2 (略)

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項及び付則第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項及び付則第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計

付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)・(4) (略)

(5) 付則第3条の6及び付則第3条の9の規定の適用については、付則第3条の6第1項及び付則第3条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の1

額」とする。

(3)・(4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項及び付則第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項及び付則第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の1

0第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(5) 付則第3条の6及び付則第3条の9の規定の適用については、付則第3条の6第1項及び付則第3条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

第14条 (略)

(先物取引に係る雑所得等に対する区民税の課税の特例)

第14条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

第14条 (略)

(先物取引に係る雑所得等に対する区民税の課税の特例)

第14条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項及び付則第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項及び付則第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

(5) 付則第3条の6及び付則第3条の9の規定の適用については、付則第3条の6第1項及び付則第3条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)・(4) (略)

(5) 付則第3条の6及び付則第3条の9の規定の適用については、付則第3条の6第1項及び付則第3条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(3)・(4) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)・(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)・(4) (略)

(5) 付則第3条の6及び付則第3条の9の規定の適用については、付則第3条の6第1項及び付則第3条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)・(4) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは

「の所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)・(4) (略)

(5) 付則第3条の6及び付則第3条の9の規定の適用については、付則第3条の6第1項及び付則第3条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

「の所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)・(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)・(4) (略)

(5) 付則第3条の6及び付則第3条の9の規定の適用については、付則第3条の6第1項及び付則第3条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

6 (略)

第15条～第18条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

とする。

(3)・(4) (略)

6 (略)

第15条～第18条 (略)